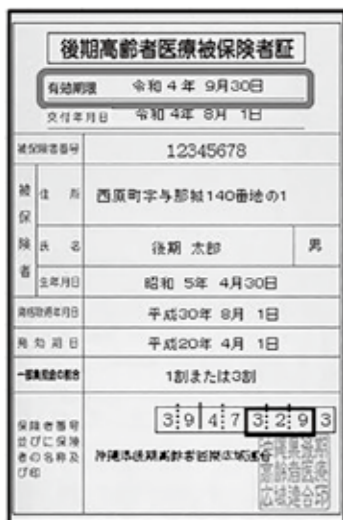


## 令和4年度被保険者証の切り替えについて

令和4年10月1日から一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合の見直し\*に伴い、令和4年度は被保険者証（保険証）の切り替えを8月と10月の2回行います。7月に郵送される保険証の有効期限は令和4年9月30日となります。10月以降の保険証については9月下旬までに郵送予定です。  
\*医療費の窓口負担割合の見直しに関する詳細については、広報9月号またはHPにてお知らせします。



### 令和4年8月から保険証が切り替わります

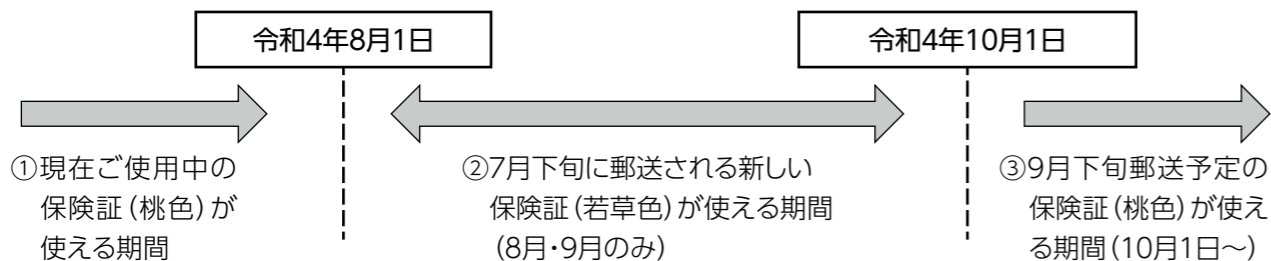
※今お持ちの保険証は8月1日からは使用できません

#### 新しい保険証について

- 新しい保険証を7月下旬までに郵送します。
- 8月からは新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。
- 有効期限は令和4年8月1日から令和4年9月30日です。
- 保険証の色は8月・9月の間のみ若草色になります。
- 令和4年10月1日からの新しい保険証（桃色）は9月下旬までに郵送します。

#### ※保険証の有効期限にご注意ください※

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。



#### 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆様

### はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術利用券を発行しています。

- 対象者 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方で、末しょう神経疾患または運動器疾患により医師の診療を受けたことがある方。ただし、現在、当該疾患により療養費給付を受けている場合は、利用できません。
- 助成内容 1回施術につき800円の助成（利用券）で、一人あたり年間6回（令和5年3月31日まで利用可能）  
※ただし、国民健康保険加入者について資格喪失後は、利用できません。
- 申請方法 国民健康保険証または、後期高齢者医療被保険者証（桃色）と印鑑（スタンプ印不可）を持って、健康保険課 窓口までお越しください。利用券を交付します。

【お問い合わせ】 健康保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

## 令和4年度 国民健康保険税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

～～～ 届きましたら、確認と納付をお願いします ～～～

#### ● 納税義務者は世帯主です

国保税は世帯主が法的に納税義務者となります。世帯主が国保加入者でない場合も同様で、この場合は「擬制世帯主」と呼び、擬制世帯主の所得は国保税の算定には含まれませんが、減額措置の判定には含まれます。  
**納税通知書は、世帯主の方あてに届きます。**



#### ● 国保税の計算方法

国保税の計算方法については、納税通知書に同封している案内または町HPでご確認ください。

#### ● 納期限

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)	11/30(水)	1/4(水)	1/31(火)	2/28(火)

納付書払いの場合は毎月末日が納期限、口座振替の場合は毎月25日引落日となります。該当日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限（引落日）となりますのでご注意ください。全期前納（口振）をご利用の方は、第1期引落日（7/25）に引き落としされます。

#### ● 未就学児に係る均等割額が軽減されます

令和4年度より、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、未就学児（小学校入学前までの子ども）1人あたりの均等割額が5割減額になります。

低所得者軽減が適用されている世帯は、軽減後（7・5・2割）の額から5割減額となります。

世帯所得に応じた軽減割合	未就学児の均等割減額割合	
低所得者軽減	7割	8.5割
	5割	7.5割
	2割	6割
軽減なし		5割

※この軽減措置は自動適用されるため手続きは必要ありません

#### ● おねがい

令和4年度（令和3年1月～12月）の所得申告がまだの方は、お早めに申告をお願いします。

※申告は令和4年1月1日時点で住民票がある市町村へ相談しましょう。

世帯員の中に未申告者がいる場合は低所得者軽減が適用されないで、所得が無い場合でも必ず申告しましょう！



#### ● 注意

国民健康保険加入中の方が社会保険に加入した場合、国民健康保険の喪失手続きが必要です。必要書類については健康保険課までお問い合わせ下さい。※国民健康保険へ加入する場合も手続きが必要です。

#### 国保税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談！

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度があります。早めに相談ください。お仕事等で開庁時間内に来られない方でも、平日（月～金）午後7時まで徴収員が対応いたします。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の納付が困難になったら

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯については、国保税の減免制度があります。詳しくは当初納付書に同封される案内または町のHPでご確認ください。

納付ができないからといって放って置かないで、早めに窓口で相談してね！



【お問い合わせ】 健康保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163